

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽福祉協会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び評議員及び評議員選任・解任委員並びに監事をいう。

(理事長の報酬等)

第3条

理事長は定款第四章第十七条の職務執行の対価として別表3により報酬を支払うことができる。理事長が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

(理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員の出席報酬等)

第4条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表1の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表1の報酬はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、下表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支給日及び支払方法)

第8条 支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

- 2 本人の申出により、指定金融機関の口座に振り込むこともできることとする。
- 3 理事長の月額報酬については毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、当月25日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。または本人の申出により現金にて支払うこともできることとする。

(適用除外)

第9条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成20年9月1日より適用する
- 2 この規程は、平成29年6月17日より適用する
(平成29年3月27日施行された評議員選任・解任委員報酬規程は廃止する。)
- 3 この規定は、平成29年11月1日より適用する

別表 1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	8, 0 0 0 円
評議員会出席報酬等	8, 0 0 0 円
監事監査指導報酬等	8, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員報酬等	8, 0 0 0 円

別表 2 (日額)

旅 費	報酬	その他
実 費	5, 0 0 0 円	実 費

別表 3 (月額)

名 称	報 酬
理事長報酬	7 5, 0 0 0 円